



建替配慮書の具体的な記載内容及び 基本的事項等で対応すべき事項

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第4回）

令和8年1月19日
環境省 環境影響評価課

第3回検討会における建替えに関する主な御意見



建替事業・建替配慮書に係る検討に関する主な御意見

- 事業者によって、既存情報に基づいて具体的な環境配慮の考え方方が示されると、それによって方法書以降のスコープが決まってくる。これにより合理化が可能となると考える。既存のリプレースガイドライン等も見直しが必要ではないか。 [→ 本資料にて御説明](#)
- 建替配慮書に記載する「事業実施想定区域」の項目については、事業実施想定区域の自然的状況や社会的状況の記載は不要であることを分かりやすく示すべき。 [→ 本資料にて御説明](#)
- 建替配慮書における活用可能な情報の考え方について、法に基づく事後調査や、環境監視の結果に限らず、事業者が保有している情報を活用できるようにしてはどうか。 [→ 本資料にて御説明](#)
- 建替事業の要件を検討するに当たっての風力発電所による鳥類への影響の定量化が困難な理由について、より詳細な説明が必要。 [→ 本検討会の報告書案（資料3）にて御説明](#)

建替配慮書の具体的な記載内容

(参考) 建替配慮書に係る規定

- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、「**事業実施想定区域**」及び「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしたところ、**具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（配慮書の作成等）

第三条の三（略）

2 既存工作物（第二条第二項第一号イからヘまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業実施想定区域
- 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3（略）

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

(参考) 配慮書の記載内容 (通常の事業の場合)

- 環境省が定める「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)に基づき定められる主務省令(※)等を踏まえ、配慮書は作成されている。
- 一般的な発電所の配慮書の記載内容は以下のとおり。なお具体的な計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価については、事業種・地域特性に応じて実施されている。

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

2-2 第一種事業の内容

- (1) 第一種事業の名称
- (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積
- (3) 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項
- (4) 第一種事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類

- (5) 第一種事業により設置又は変更される発電所の出力
- (6) 第一種事業により設置又は変更される発電所の設備の配置計画の概要
- (7) 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要
- (8) その他の事項

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- (3) 土壤及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

3-2 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他第一種事業に関する事項

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- (1) 計画段階配慮事項の選定の結果
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 調査、予測及び評価の結果
- (4) 総合的な評価

計画段階配慮事項の例

- 火力発電**：大気質（窒素酸化物）、景観
- 風力発電**：騒音及び超低周波音、風車の影、動物（陸域）、植物、生態系、景観
- 地熱発電**：動物、植物、生態系、景観

(※) 発電事業の場合、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」により示されている。

第5章 その他

(参考) 建替配慮書の記載事項

- 建替配慮書では、通常の配慮書と大きく異なり、「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしている。
- 「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」は、既に実施されている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施した事後調査や環境監視の結果等を有効活用することで、**既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができる**と考えられる。
- 火力発電、風力発電、地熱発電に関して、既に実施している事業についてはそれぞれの事業の特徴に応じた事後調査や環境監視が実施されることが一般的である。

〈配慮書と建替配慮書の記載内容〉

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

〈発電事業において一般的に行われる事後調査や環境監視の内容〉

火力発電所 地元自治体との環境保全協定等により、大気等の環境監視が行われることが多い。

風力発電所 鳥類への影響等についての事後調査が行われることが多い。

地熱発電所 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多い。

建替配慮書の記載内容（案）



- 建替配慮書の記載内容について、発電事業の一般的な配慮書の記載内容からの変更点をより具体的にすると以下の表のとおりと考えられる。
- 第2章は記載する項目は通常の配慮書と同じだが、建替え前の事業との比較情報が必要。
- 建替配慮書では「事業実施想定区域及びその周囲の概況」に代えて「事業実施想定区域」を記載することとなった。

配慮書		建替配慮書		
	項目	内容	項目	内容
第1章	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名、主たる事業所の住所地	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	通常の配慮書から特段の差異なし
第2章	第一種事業の目的及び内容	2-1 第一種事業の目的 2-2 第一種事業の内容 (名称、実施が想定される区域及びその面積、事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類、出力、設備の配置計画の概要、工事の実施に係る期間及び工程計画の概要等)	第一種事業の目的及び内容	事業実施想定区域等 の通常の配慮書の記載事項に加え、建替え前の事業の状況、建替えの方針(※)、基本的な工事手順、建替え前後の出力等を追記 ※建替え前の既存工作物が設置されている区域及び必要に応じて近接区域並びに建替え後に設置しようとする工作物の位置を記載 (建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項を追記)
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 自然的状況 3-2 社会的状況	建替配慮書では「事業実施想定区域」のみを記載のところ、事業実施想定区域は第2章の「第一種事業の目的及び内容」に包含。	

建替配慮書の記載内容（案）

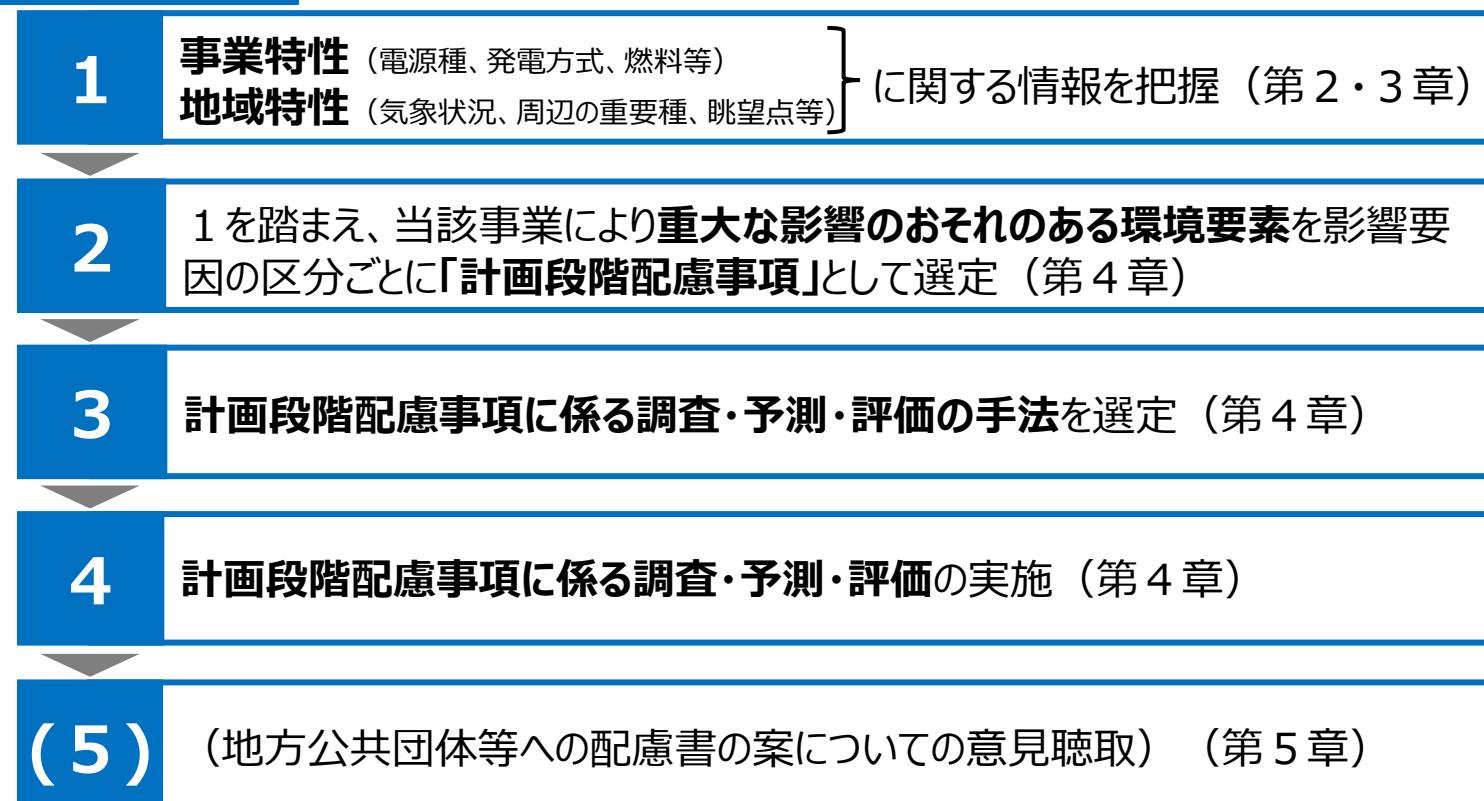
- 建替配慮書では「計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に代えて「当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとなった。
- 法第三条の三で「第一種事業を実施しようとする者は、**計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、（略）計画段階環境配慮書を作成しなければならない**」とされていることから、建替配慮書において、計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、建替え後の**事業に係る計画段階配慮事項の選定の上、それに係る環境の保全のための配慮の内容**を記載することになる。

	配慮書		建替配慮書	
	項目	内容	項目	内容
第4章	第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	(1) 計画段階配慮事項の選定の結果 (2) 調査、予測及び評価の手法 (3) 調査、予測及び評価の結果 (4) 総合的な評価	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容	建替え前の発電所事業における影響の有無や程度等を踏まえ、環境負荷が生じる環境要素に関し、配慮事項を選定した上で、建替え後の事業において実施する環境の保全のための配慮の内容を記載 (1) 計画段階配慮事項の選定の結果 (2) 建替え前の事業に係る環境負荷の状況 (3) 計画段階配慮事項に係る環境の保全のための配慮の内容
第5章	その他		その他	通常の配慮書から特段の差異なし

通常の配慮書の作成プロセス

- 通常の配慮書においては、**事業特性及び地域特性**に関する情報を踏まえた上で、**重大な影響のおそれのある環境要素**を影響要因の区分ごとに「**計画段階配慮事項**」として選定し、当該事項について調査・予測・評価の手法を選定した上で調査・予測・評価を行い、その結果を記載することとされている。また、地方公共団体等に意見聴取を行った場合には、その意見の概要を記載することとされている。
- 配慮書の考え方は、「**基本的事項**」において**計画段階配慮事項の選定や調査・予測・評価等の指針の基本となる事項**として示されている。

通常の配慮書の作成プロセス



建替配慮書の作成プロセス（案）



- 建替配慮書の作成に当たっては、以下のプロセスとしてはどうか。

建替配慮書の作成プロセス（案）

1 事業特性（電源種、燃料、設備位置等についての建替え前後比較等）に関する情報を把握（第2章）
地域特性（気象状況、周辺の重要種、眺望点等）

2 1を踏まえ、「施設の存在及び稼働」により環境負荷が生じうる環境要素を影響要因の区分ごとに「計画段階配慮事項」として選定（第4章）

3 計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法を選定（第4章）

建替配慮書における計画段階配慮事項のイメージ（例）

火力	風力	地熱
大気質、温排水、景観等	騒音、動物、景観等	大気質、水質、植物、景観等

4 計画段階配慮事項に係る活用可能な情報及び建替え後の環境配慮の方針を踏まえた影響の調査・予測・評価を実施（環境の保全のための配慮）（第4章）

（5）（地方公共団体等への配慮書の案についての意見聴取）（第5章）

「第一種事業の目的及び内容」の記載事項（案）

- 事業特性を把握するため、建替配慮書における「第一種事業の目的及び内容」（第2章）の作成に当たっては、通常の配慮書の記載事項に加え、**建替事業の要件に該当していること**及び**事業の建替え前後の差異**を示すことが重要。
- 追加する記載事項は以下の2点としてはどうか。

1
2
3
4
5

建替配慮書追加記載事項（案）

1. 建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項

● 距離に係る要件の確認

建替え前の「既存工作物が設置されている位置」、「既存工作物が設置されている区域」及び必要に応じて「その近接区域」に加え、建替え後に工作物の設置を予定している位置（範囲）を記載。

● 規模の比に係る要件の確認

建替え前後の出力について、それぞれの値及びそれらの比を記載。

2. 建替え前後の設備等（サイズ、発電方式等）の比較表

（建替配慮書段階での想定を記載）

風力発電事業の例

項目	単位	現状	建替え後
単基出力	kW	…	…
基数	基	…	…
ローター径	m	…	…

計画段階配慮事項、調査・予測・評価の手法の選定（案）

1
2
3
4
5

- 建替配慮書手続においては、建替え前事業から立地が大きく変わらず、既存事業に伴う環境情報が活用可能であることから、事業特性を踏まえて環境要素を計画段階配慮事項として選定した上で環境の保全のための配慮を検討することが可能。
- 計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、活用可能な情報を踏まえて行うことが適当。
- 計画段階配慮事項の選定並びに調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、以下としてはどうか。

＜計画段階配慮事項の選定の考え方（案）＞

事業種ごとに施設の存在及び稼働によって影響を受けるおそれがあるとされる環境要素（例 **火力**：大気質、温排水、景観等、**風力**：動物、騒音、影、景観等、**地熱**：温泉、大気質、景観等）から事業特性を踏まえ、計画段階配慮事項を選定する。

＜計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法の選定の考え方（案）＞

活用可能な情報を整理（調査）、それを用いて既存工作物（建替え前）による環境影響及び**環境配慮の方針**（詳細はスライド13）を踏まえた建替え後の環境影響を想定（予測）し、評価する。

調査・予測・評価において活用可能な情報

- 建替配慮書手続においては、既存事業に係る情報を建替え後の事業の影響の調査・予測・評価に活用することができる。
- 具体的に活用可能な情報としては、**環境影響評価法に基づく事後調査結果や、環境監視結果等**が想定され、さらに**事業者による自主的な調査等**も活用可能であると考えられる。

1
2
3
4
5

＜活用可能と考えられる情報の例＞

- 事後調査結果、環境監視結果（例：バードストライクの発生状況、温泉モニタリング）
- 事業者の自主的な調査、環境測定
- 国、自治体の公表情報（環境測定データ、EADAS等）
- 文献

＜環境影響の調査・予測・評価における情報の活用イメージ＞

- 基準値、指針値、管理目標値等の達成状況の確認
- 既存の環境保全措置の効果の確認

- 「環境の保全のための配慮の内容」において、活用可能な情報を踏まえた、建替え後の事業による環境影響の回避・低減のための環境配慮の方針※を記載してはどうか。

※建替配慮書段階では、方法書以降の調査・予測・評価を行っていないことから、環境保全措置の確定は困難であり、そのため、環境保全措置ではなく、環境配慮の方針とした。

1

2

3

4

5

＜建替配慮書における環境配慮の方針のイメージ＞

- 既存事業で実施されている環境保全措置・対応の継続
- 既存事業で実施されている環境保全措置の技術進展等を踏まえた措置の導入
- 活用可能な情報を踏まえた措置の導入
- 活用可能な情報を踏まえた環境保全措置の停止・変更等

＜建替配慮書における環境配慮の方針の具体例＞

- 既存の防音壁の継続活用
- 既存の脱硝装置よりも高性能な脱硝装置の設置
- 既存事業においてバードストライクが発生した風力発電設備からの設置場所の変更
- 既存事業においてバットストライクが発生したことを踏まえたカットイン風速の設定等

「環境の保全のための配慮」の例

- 計画段階配慮事項に係る活用可能な情報と建替え後の環境配慮の方針を踏まえ、建替え後の事業の影響の調査・予測・評価を行う（**環境の保全のための配慮**）。環境の保全のための配慮の内容の例は以下のとおり。
- 必要に応じて専門家に意見聴取を行うことも想定される。

1

2

3

4

5

環境の保全のための配慮の内容（例）

計画段階配慮事項 (環境要素)	建替え前の事業に係る 環境負荷の状況等	環境配慮の方針	評価
大気質	管理目標値を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業で講じている環境保全措置の継続 技術進展を踏まえた措置の導入 	回避・低減が図られると評価
動物	施設稼働時にバードストライクが複数回発生	<ul style="list-style-type: none"> ●●という対策を実施 	回避・低減が図られると評価
騒音	管理目標値を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> 現状では特に措置を講じておらず、既存事業の情報も踏まえ引き続き特に措置なし 	影響はないと評価

- 事後調査等の既存事業に関する活用可能な情報を保有していない場合には、計画段階配慮事項について適切に予測及び評価を行うことが必要な程度において、建替配慮書作成時に既存事業に係る情報収集等を行うこととしてはどうか。

1
2
3
4
5

環境の保全のための配慮の内容（例）

計画段階配慮事項 (環境要素)	既存事業に係る情報	環境配慮の方針	評価
大気質	情報 α	<ul style="list-style-type: none">既存事業で講じている環境保全措置の継続。技術進展を踏まえた措置の導入。	回避・低減が図られると評価
動物	情報 β	<ul style="list-style-type: none">●●という対策を実施。	回避・低減が図られると評価
騒音	情報 γ	<ul style="list-style-type: none">現状では特に措置を講じておらず、既存事業の情報も踏まえ引き続き特に措置なし	影響はないと評価

基本的事項等において対応が必要な事項

(参考) 建替配慮書手続に係る指針等 (基本的事項)

- 環境影響評価法の対象事業は多岐にわたり、事業種ごとに特性を有していることから、法では環境影響評価の手続を主として定め、環境影響評価を行うに際しての具体的な内容に関する基準や指針は、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を踏まえて事業種ごとに主務大臣が定める「主務省令」に規定されている。
- 基本的事項は、主務省令で定める基準・指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、全ての事業種に共通する基本となる考え方を環境大臣が示したものである。
- 建替配慮書に記載すべき事項については、基本的事項の改正及びそれを受けた主務省令の改正により位置付けられる。

〈基本的事項の構成〉

配慮書
関係

第一 **計画段階配慮事項等選定指針**に関する基本的事項

第二 **計画段階意見聴取指針**に関する基本的事項

第三 **判定基準**に関する基本的事項

第四 **環境影響評価項目等選定指針**に関する基本的事項

第五 **環境保全措置指針**に関する基本的事項

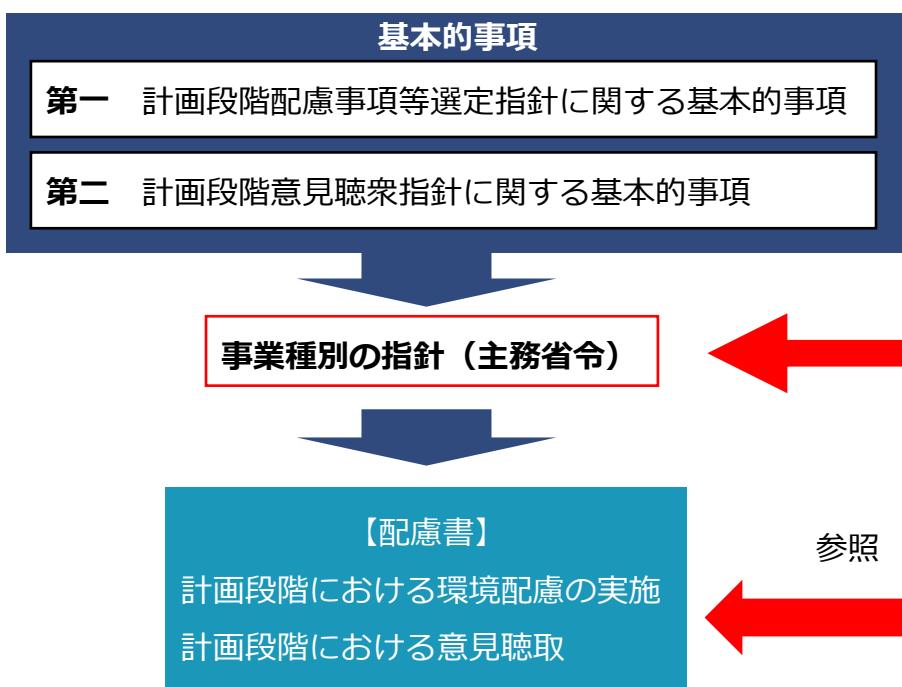
第六 **報告書作成指針**に関する基本的事項

建替配慮書手続に係る
指針等を基本的事項の
第一において新たに規定。

(参考) 発電所に係る建替配慮書手続に係る指針等 (主務省令と手引)

- 発電事業に係る配慮書手続に係る指針等については、主務省令である「発電所アセス省令」（経済産業省令）に定められている。また、当該省令の内容等について解説した「発電所に係る環境影響評価の手引」（以下「手引」という。）により、環境影響評価のより詳細な手順が示されている。
- 建替配慮書手続に係る指針等については、基本的事項に加え、発電所アセス省令や手引も見据えて、盛り込むべき内容について議論を深めていく必要がある。

<配慮書手続の指針等に係る法令等の関係>



発電事業については、経済産業省令である「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（通称「発電所アセス省令」）の第2条～第14条において定めている。

「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）

- | |
|--------------------------|
| 第1章 環境影響評価の手続 |
| 第2章 簡易な方法による環境影響評価及び判定基準 |
| 第3章 計画段階配慮事項の選定等 |
| 第4章 環境影響評価の項目及び手法の選定 |
| 第5章 環境審査要領・指針、経過措置に関する事項 |

基本的事項において対応する事項

- 基本的事項は、主務省令で定める基準・指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、**全ての事業種に共通する基本となる考え方**を示したものであり、また、配慮書手続に関して、**計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法に関する指針に定めるべき基本的考え方**等を示したものである。
- そのため、建替事業に係る**計画段階配慮事項の選定や、調査・予測・評価の手法の考え方等**については、基本的事項において規定することとする。
- 各発電事業に固有の内容については、経済産業省と連携して「発電所アセス省令」等の改正によって措置することを検討する。

＜基本的事項に規定すべき事項＞

- ・ 建替事業に係る計画段階配慮事項の選定の考え方（本資料スライド9、11）
- ・ 建替事業に係る計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法の考え方（本資料スライド11、12、14、15）
- ・ 建替事業に係る計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法の選定の考え方（本資料スライド9、11）
- ・ 建替配慮書の意見聴取の際の考え方（意見聴取の際、建替事業である旨の明記）

※配慮書手続では、原則として複数案の設定を行う旨が基本的事項で規定されているが、建替事業の場合は、新設の事業と比較して位置・規模や構造・配置が明確であることから、**原則として複数案の設定は不要**であると考えられる。

＜基本的事項の改正箇所＞

第一 **計画段階配慮事項等選定指針**に関する基本的事項

- 一 一般的事項 (1)～(7)
- 二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針 (1)～(5)
- 三 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項 (1)～(8)

第二 **計画段階意見聴取指針**に関する基本的事項

- 二 意見聴取に当たっての留意事項

上記の各事項において、建替配慮書に係る基本的事項を新たに規定する予定（その他所要の規定の整備を行う。）

制度運用に当たり整理が必要な事項の対応方針（案）



- 制度運用に当たり整理が必要な事項の対応方針（案）は以下のとおり。
- これらの考え方については、基本的事項、発電所アセス省令のほか、通知やガイドライン等も活用して整理することとしたい。

	整理が必要な事項	対応方針（案）
①	「既存工作物の設置されている区域」の解釈	検討会第3回資料3のとおり。
②	規模の比の算出に係る発電所出力の考え方	建替配慮書作成時点の考え方に基づいて出力を算定する。
③	リプレースガイドラインとの関係性	建替配慮書を活用した事業は、方法書以降のスコーピングを念頭に置いてリプレースガイドラインを用いて、方法書以降の手続きの合理化を図ることが可能であり、その旨を周知していく。また、建替配慮書に関してリプレースガイドラインに追記等の見直しを行う。
④	建替配慮書において活用可能な情報の考え方	本資料スライド11のとおり。【基本的事項、発電所アセス省令】
⑤	計画段階配慮事項を選定する際の考え方	本資料スライド9のとおり。【基本的事項、発電所アセス省令】
⑥	「環境の保全のための配慮の内容」の記載内容	本資料スライド12のとおり。【基本的事項、発電所アセス省令】
⑦	既存事業がアセス対象外であった等により、既存事業の工事・稼働に関する事後調査等の明確な情報がない場合の考え方	本資料スライド14のとおり。【基本的事項、発電所アセス省令】
⑧	建替配慮書における検討内容を、方法書以降に活用するための考え方	建替配慮書の作成において、当該事業で実施する環境配慮の方針により環境影響を回避・低減できるかを検討した結果を活用して、方法書以降の手続において環境影響評価の項目を選定することが可能であり、その旨を周知していく。

(参考) 制度運用に当たり整理が必要な事項について

- 法改正の趣旨を踏まえた適切な建替配慮書手続が実施されるために、建替配慮書に記載すべき事項の考え方については、基本的事項の改正や、それを受けた主務省令の改正が必要である。
- また、建替配慮書制度の円滑な運用のためには事業者や審査関係者に向け、法解釈やより具体的な内容について通知・通達、「手引」等により整理する必要がある。

＜建替配慮書制度の運用に当たり整理が必要な事項＞

- ① 「既存工作物の設置されている区域」の解釈
- ② 規模の比の算出に係る発電所出力の考え方
- ③ リプレースガイドラインとの関係性
- ④ 建替配慮書において活用可能な情報の考え方
- ⑤ 計画段階配慮事項を選定する際の考え方
- ⑥ 「環境の保全のための配慮の内容」の記載内容
- ⑦ 既存事業がアセス対象外であった等により、既存事業の工事・稼働に関する事後調査等の明確な情報がない場合の考え方
- ⑧ 建替配慮書における検討内容を、方法書以降に活用するための考え方

